

# 林産物調達方針

## 適用対象

本方針は3Mのサプライチェーンにおいて、パルプ、紙、無垢材、紙ベースの梱包材、セルロース繊維（ビスコース、ロジン、樹脂の製造に使用されるもの）を提供する直接（ティア1）サプライヤーおよび間接（上流）サプライヤーに適用されます。<sup>1</sup>

2015年以来、3Mの「パルプ・紙製品調達方針」は、パルプ、紙、ビスコース、紙ベースの梱包材を提供する3Mのすべてのサプライヤーに適用されてきました。2022年、この方針は現在の範囲にまで拡大され、名称も「林産物調達方針」へと変更されました。したがって今後、本方針は「パルプ・紙製品調達方針」に置き換わって使用されます。

## はじめに

3Mでは以前から、天然資源を保護し、持続的な環境保全を支援する責任を自覚しています。私たちはイノベーション、情熱、専門知識を駆使し、すべての生活の改善に取り組んでいます。この取り組みは、私たちの未来へのビジョンの一部であり、[私たちの理念](#)の中核です。また、私たちはこれらの中核的な理念を共有できるお客様、サプライヤー、他のビジネスパートナーとの協働にも力を入れています。私たちの[行動規範](#)と、長年にわたる[環境に関する方針](#)は、環境への責任ある調達に対する私たちの取り組みの基盤であり、「[3Mサプライヤー責任規範](#)」に準拠して製品およびサービスを提供するためのサプライヤーに対する期待事項の基準ともなっています。この方針は特に、林産物の責任ある調達に対する3Mの取り組みを表しています。

3Mは持続可能な森林管理および資源保全に取り組んでいます。また、私たちのこうした目標を共有し、持続的に管理される森林からの製品の提供に力を入れるサプライヤーから林産物を調達する責任を自覚しています。

国連によると、持続可能な森林管理とは「現在と将来の世代の利益となるように、あらゆる種類の森林の経済的、社会的、環境的価値を維持し、拡大することを目的とした動的かつ発展的な概念」と説明されています。この説明は[3Mのサステナビリティについてのビジョン](#)に合致しており、持続可能な林業を支援する世界規模の実践とプログラムを継続的に評価、調整、推進していくことの必要性を表しています。3Mは、持続可能な森林管理を達成するための最良の手段は、林業のバリューチェーン全体に含まれる人々と組織が、堅牢かつ柔軟に進化する多様なシステムやツールを使用することだと考えます。3Mは自身がその方針、基準、要件を推進し、達成することを目指すとともに、サプライチェ

<sup>1</sup>この分野の製品を本書全般で「林産物」と呼びます。

ーン内の他の事業者も同様に行動できるように、新しい知識と情報を絶えず検証することに力を注いでいます。

私たちが3Mのサプライヤーとそのサプライチェーンに期待することは、本方針の遵守に必要な能力、システム、ツールを構築するうえで、妥当な範囲でありながらタイムリーな進展を図ることです。本方針を通じた3Mの目標は、世界的な林産物のサプライチェーンを持続可能なものとして発展させるために、必要な役割を果たすことです。そのためには、サプライヤーと協力するだけでなく、必要な場合には、本方針の期待事項を満たす意思のない、あるいは満たすことのできないサプライヤーとは提携しないことも選択肢となります。

## 要件

- I. 3Mは、サプライヤーから調達するすべての林産物に対し、その材料が原産国から合法的に伐採、調達、輸送、輸出されたものであることを期待します。また、林産物のサプライヤーに対し、3Mに提供するバージン木質繊維および植物性繊維が以下の条件に適合することを保証し、検証することを求めます。
  - サプライチェーンを伐採現場まで追跡できる。
  - 泥炭地の生態系、原生森林景観（IFL）、老齢樹の森など（ただしこれらに限定されない）の高い保護価値（HCV）を維持・強化する形で伐採する。
  - 森林破壊が行われていない。つまり、2015年3月5日以降に天然林がほかの土地用途やプランテーションに転用された地域からは調達されていない。該当する場合は高炭素蓄積アプローチ（HCSA）を使用すべきである。
  - 先住民族や地域社会の、権限証書や因習に基づき保有する土地および資源の所有や支配に関する権利を尊重する形で入手されている（当該権利には、住民の土地および資源に影響を及ぼす開発案に対して「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意」（FPIC）を与える権利、またはFPICを差し控える権利を含む）。
  - 強制労働や児童労働の禁止、雇用差別の禁止、結社の自由など、労働者の権利と安全性を尊重する形で入手されている（「[3Mサプライヤー責任規範](#)」と整合）。

サプライチェーン内の下流企業としての3Mの位置付けを踏まえ、3Mは必要に応じて、リスクの高い地域におけるサプライヤーや伐採現場に対し、上記の各条件を満たすための能力を評価あるいは育成する支援を行います。

- II. 木質繊維および植物繊維から作られる林産物のすべてのサプライヤーには、以下の行為を求めます。
  - 労働者の権利、人権、安全性と健康、環境、倫理、管理システムにおいて、3M[サプライヤー責任規範](#)に合致した方針およびプログラムを実施すること。
  - 伐採品の属と種、伐採国など、合法的伐採に関する法律に基づき必要な情報を維持し、求めに応じて3Mに提供すること。
  - 関連ミルの特定、サプライチェーン内の資材および運用に対する第三者機関による認証など、バージン繊維のサプライチェーンの中で伐採元に至る完全なトレーサビリティに関する情報を維持し、求めに応じて3Mに提供すること。

- 3Mの要請する情報を保持していないサプライヤーは、直ちにその該当サプライヤーに働きかけて当該情報を入手し、3Mに提供すること。

III. 責任ある調達活動を推進するために、林産物のすべてのサプライヤーには、合理的な範囲でタイムリーに以下を策定および実施することが求められます。

- 林産物の調達における方針と精査管理システム。さらに自身のサプライヤーにも同じ活動を要求するための手法の策定。
- バージン繊維のサプライチェーンを伐採現場まで追跡可能なトレーサビリティ（すべてのミル等、サプライチェーン内の個々の構成単位の特定を含む）を確立するための、文書記録を伴った検証可能なシステム。
- 関連する従業員やサプライヤーに対して適宜実施する、本方針の概念および関連トピックについての継続的なトレーニングおよび通達。
- 報復行為のおそれを生じさせることなく、あらゆる苦情と対立を解決し、方針の違反を是正するための、透明性と応答性の高い効果的な苦情処理機能。

IV. 3Mは、本方針の対象となる製品の購入判断において、誠実性、品質、サービス、競争力のある価格などの要素も重要であるとの認識に立ち、以下に示す持続可能な管理の実践に関連するサプライヤーからの情報を考慮し、当該情報を選定と維持における選好要因とします。

- 責任ある森林管理の実践。たとえば、科学的に信頼できるエコシステムに基づく管理、包括的な森林計画、道路建設や伐採による影響の最小化、水資源と分水界地域の保護、土壌の健全性の保護、地域社会の支援、化学薬品の責任ある使用など。
- 供給される林産物が本方針の期待事項に適合することを確認するための、伐採地およびミルレベルでの管理の実践の評価。
- 伐採現場での小自作農の積極的な支援。たとえば生計の改善支援、本方針の遵守の支援など。
- 関連サプライヤーおよび請負業者が知識を構築する機会を提供し、責任ある調達および持続可能な林業の実践を推進。
- エネルギー消費、排気、排水、漂白過程など（ただしこれらに限定されない）、ミルによる人間の健康および環境への影響を最小化。
- 林業実践の改善と持続可能な林業についての知識向上に重点を置いた会合、マルチステークホルダーグループへの適宜の参加。
- 拡張的な森林農業、森林再生、あるいは自然生態系の回復を支援するなど、ランドスケーププログラムや森林保全活動への参加または資金供給。
- 環境持続性の高い手法での廃棄物の抑制、再利用、リサイクル、回復、処理の徹底。

V. 3Mではさらに、サステナビリティ、および持続可能な森林管理の目標を推進するための、協調的な活動に役立つアイデアを3Mに提案することをサプライヤーに奨励しています。以下に例を示します。

- サステナビリティの特性を最大化しつつ、製品の性能を維持または強化できるように、3Mに供給する資材における再生繊維と新品繊維の混用比率を最適化。
- 3M製品とその梱包材のリサイクル可能性の向上。

- 供給資材や3M製品向けに、再設計、再利用、材料の選択などによって繊維材料を効率的に使用した製品や梱包材の開発。
- 非木質系植物繊維、林業や農業の副産物の利用。その際、責任を持って管理されている森林から産出された従来の繊維との比較に基づき、代替材料が持つサステナビリティの特質と影響を考慮する。
- 輸送や梱包に使用される木製クレートおよびパレットに対し、代替品またはリサイクル品を使用。

## 本方針の実施

3Mは段階的な手法により、サプライヤーの本方針への適合性を検証し、サプライチェーン内の責任ある林産物の調達活動を継続的に改善するよう努めます。そのために、以下の措置を講じます。

- 合法的な伐採に関連して適用される法規制、および本方針での確約事項への遵守を実証する精査プログラムの導入。
- サプライヤーの適格性評価プロセスにより、新規サプライヤー候補の本方針への適合能力を評価。
- 本方針に関連するサプライヤーとの契約や他の責務の確認。
- 優先付けがなされた、リスクベースの協約に基づく以下の実施。
  - 本方針の要件に対するサプライヤーの適合性の定期的な見直し。
  - 3Mに提供される製品（サプライヤー自身のサプライヤーから供給された材料を含む）のサプライチェーン全体に対し、伐採現場にまで遡るトレーサビリティを実証する情報をサプライヤーから取得。
- サプライヤー向けのウェブサイトでのやり取りや、サプライヤーの教育またはトレーニングなどを通し、本方針の期待事項に関するサプライヤーの意識を向上させる。
- 透明性と応答性に優れた効果的な[苦情処理システム](#)を通じた、各種の申し立て、対立、苦情のモニタリングと解決。
- 本方針の要件に適合しない、または適合に向けた取り組みを行わないサプライヤーに対しては、3Mは所定の是正措置および予防措置のプロセスを必要に応じて実施します。

また、3Mのサプライチェーンに関連して、必要に応じて他の企業や組織と提携し、以下の行動の推進に努めます。

- 森林伐採または森林劣化の兆候が見られる地域での、地理情報や人工衛星によるモニタリングの利用など、リスクの高い地域における森林伐採のモニタリング。
- 信頼性の高いランドスケープレベルのプログラムへの参加（該当する場合）。

現場の評価、人工衛星によるモニタリング、苦情処理などの多様な手段を用い、第三者または第三者機関により本方針の各要素を検証。

## 方針の見直し、透明性、報告

3Mは本方針を定期的に更新し、透明性を確保し、その実施の進捗状況を公に報告するため、以下を行います。

- 持続可能な林業、林産物の責任ある調達に関連し、科学の発展と社会的考慮を踏まえ、少なくとも3年ごとに本方針を見直す。
- 本方針に変更が加えられた場合や、林産物のサプライチェーン内での責任ある調達に対する3Mの期待事項に関連する大きな進展があった場合に、3Mのサプライヤーに最新情報を提供する。
- 本方針の実践について、主要な目的と目標を設定する。
- 林産物の責任ある調達、本方針の下での3Mの進展に関し、ステークホルダーからの情報を募り、検証する。
- 本方針の実施の進捗状況を、3Mの[サステナビリティに関するウェブサイト](#)で定期的に報告する。

## 関連情報

[林産物調達方針の遵守ガイダンス](#)